

平成27年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成27年7月1日（水）14：00～15：40

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

森 雅彦 教育次長、磯野 和美 学校教育部長、渡邊 博典 学事課長、伊藤 剛 教職員課長、
大野 治充 県費移譲課長、伊藤 裕志 指導課長、中村 宏 保健体育課長、
池田 亘宏 教育センター所長、植草 伸之 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 指導課教育支援担当課長、大西 徹 指導課主任指導主事、
芳野 英博 指導課指導主事

4 議題

(1) 委員会の運営について

(2) 本市のいじめ防止対策等の取組について

(3) 千葉市いじめ防止基本方針（原案）に対する意見について

(4) その他

5 議題の概要

(1) 委員会の運営について

事務局から説明があった。

(2) 本市のいじめ防止対策等の取組について

事務局から説明があった。

(3) 千葉市いじめ防止基本方針（原案）に対する意見について

事務局から説明があり、協議した。

6 議題の概要

○開会

○教育次長挨拶

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。保坂 亨 様、黒川 雅子 様、岩崎 弘一 様、永嶋 久美子 様、星 幸広 委員様におかれましては、昨年度に引き続き本年度も委員として、一年間よろしくお願ひします。

本対策及び調査委員会は、昨年度、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」が制定され、教育委員会の附属機関として設置されました。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受けていじめ等による重大事態の事実関係を明確にするための調査をしていただくことです。

本市では、いじめ問題に対しては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものと捉え、未然防止、早期発見、早期対応を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にし、各学校では、いじめ防止対策推進法第13条により、各学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のため

の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページで公開しております。

また、いじめ防止対策推進法第12条（地方いじめ防止基本方針）では、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」となっており、本市においても策定に向けて、委員の皆様にご「千葉市いじめ防止基本方針」について御審議いただき、今年の3月26日に原案を作成いたしました。本日は、原案に対して、千葉市立学校、市長部局に意見を求めました結果報告と修正案についての御審議をお願いいたします。

本年度も、委員の皆様の見識を賜り、本市のいじめ等の防止対策の一層の強化を図り、さらに教育活動を充実させることから、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に努めて参りたいと考えております。また、専門的知見からいじめの防止等のための有効な対策について審議していただき、本対策及び調査委員会から問題の解決や防止対応等に関するご示唆をいただけると確信しております。

結びに、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なものと存じますが、本市のいじめの防止等のための対策が一層実効的に行われるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員紹介及び挨拶

○教育委員会紹介

○事務局紹介

（事務局 福本指導課教育支援担当課長） ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長をお願いいたします。

議題1 委員会の運営について

（保坂委員長） それでは、会次第の委員会の運営等について、今年度第1回でございますので、事務局より説明をお願いします。

（事務局 大西主任指導主事） それでは、まず資料の3頁の「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

- ・本市が設置した学校におけるいじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることが目的です。

次に、第2条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した重大事態を対象としております。

次に、第3条において、委員会の所掌事務を定めております。（1）号が対策についての審議について定めております。（2）号～（4）号が調査についての審議について定めております。

次に、第4条から第6条においては、委員会の組織について定めております。

- ・対策調査委員会は、委員5人以内で組織します。
- ・第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。
- ・任期は2年で、今年度2年目となります。
- ・対策及び調査委員会には、委員長と副委員長を置きます。委員の互選により定めます。
- ・会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

・議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

次に、第7条では調査に関して定めております。

なお、平成26年7月17日付け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」が文部科学省初等中等教育局長から通知され、平成27年4月1日から施行されております。この法律の改正により、第7条第1項第1号、及び第7条第3項に、「教育長」を付加し、「教育長、教育委員会の委員、教育委員会事務局」とし、条例の一部を改正しております。なお、この改正については、昨年度の第3回本対策及び調査委員会にて、ご承認いただいております。

また、第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、7頁をお開けください。「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、昨年6月4日第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。

9頁をお開けください。「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁の資料4は、「千葉市いじめ等調査委員会設置条例」です。16頁の資料5は、「千葉市いじめ等調査委員会運営要綱」です。18頁の資料6は、「千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」です。いずれも、市長部局の「設置条例」「要綱」でございます。

次に、20頁をお開けください。「資料7 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。いじめの防止等の対策については、右側の欄に記載しております。

教育委員会で「いじめ対応マニュアル」、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を作成し、各学校に周知するとともに、教育委員会指導課ホームページにも掲載し、一般の方からも閲覧できるようにしました。現在、各学校では、本年度の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公開したところでございます。

その下に、「いじめ防止等の対策のための組織」がありますが、各学校で、複数の教員だけでなく、心理、福祉等の専門家等も構成員となり組織を設置しています。

その下に、「本対策及び調査委員会」が位置しております。本市のいじめ防止対策を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、必要に応じて問題解決のための方策や再発防止策を提言します。そのため、右側のいじめの防止等の対策の欄だけでなく、その左側の重大事態等への対処の欄にも位置づけられております。

その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」が位置しており、主として、いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、左側の重大事態等への対処の欄だけに位置づけられております。

なお、右側の下にあります、「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に応じて連携をとれるようにしていく趣旨から、昨年の第3回の本対策及び調査委員会にて、「いじめ問題対策連絡協議会」から「いじめ問題対策連絡会」への変更の御承認をいただきました。本年度より「いじめ問題対策連絡会」を設

置し、6月18日（水）に警察関係者、校長会代表が参加し、第1回いじめ問題対策連絡会を開き、情報交換を行いました。説明は以上です。

(保坂委員長) 何か意見はありますか。

つづきまして、本市のいじめ防止対策等について、事務局より説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 別冊資料の学校いじめ防止基本方針（モデル）をご覧ください。

昨年度は、「いじめ防止対策推進法」、及び「国のいじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページにて公開しました。今年度は、各学校が、昨年度策定した「学校いじめ防止基本方針」において、「生徒指導の重点」、「いじめ問題の課題」、「いじめ問題対策委員会」（ただし、学校の判断で名称変更可）、「いじめの未然防止、早期発見、対処」、「学校いじめ防止指導計画」等を見直しと修正を行い、平成27年度の「学校いじめ防止基本方針」をホームページにて公開しております。

次に、別冊資料の「平成26年度生徒指導調査研究委員会報告書」をご覧ください。この報告書は、裏表紙にあります委員・専門部員による生徒指導調査研究委員会にて、昨年度「ネット等に関するいじめやトラブルへの未然防止とその対応方法について」まとめたものです。ネットトラブルに対応する校内体制づくりや、職員研修を充実させて、児童生徒が「ネットトラブル」等に巻き込まれることを防止するために作成しました。今年度、市教育センターのCabinetから配信されており、学校で活用していただいております。

今年度の生徒指導調査研究委員会では、「不登校傾向にある子どもと家庭をどう支えるか」というテーマで研究を進めております。

本市のいじめ防止対策等についての説明は、以上です。

(保坂委員長) 質問を含めて、何か意見はありますか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、協議に入ります。まず、「千葉市いじめ防止基本方針（原案）」について協議します。事務局より説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 資料21頁に「資料8 千葉市いじめ防止基本方針（原案）」を載せてありますが、別冊に用意しました「千葉市いじめ防止基本方針（原案）」の方をご覧ください。併せて、レジュメの41頁をお開けください。

まず、地方いじめ防止基本方針については、「いじめ防止対策推進法第12条」に規定されており、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるという努力義務になっています。

本市のいじめ防止基本方針は、昨年度、教育委員会で作成した素案について、委員の皆様にご協議いただくとともに、市長部局や教育委員会の関係各課、各所等にも修正意見の照会を行い、3月26日に、「千葉市いじめ防止基本方針（原案）」を作成いたしました。そして、今年度、原案に対して、千葉市立学校、市長部局に意見を求めましたところ、レジュメの41頁から44頁に記載した意見がありました。

順番が逆になりますが、最初に、資料42頁から44頁の「3 要望について」をご説明いたします。そして、最後に「1 表記等について」といたします。

それでは、レジュメ42頁と別冊の「千葉市いじめ防止基本方針（原案）」の両方をご覧ください。

42頁以降の番号に、網掛けをしている要望については、右側に対応として修正案を記載しました。網掛けのない番号は、修正なしを示しております。主な意見を説明します。

まず、番号1についてです。6頁②の「いじめの早期発見」の（ア）についてです。主語が明確でないという指摘がありましたので、右側の対応にありますように、「学校は、毎日の健康観察や生活記録ノート等を活用し、児童生徒の日々の変化を捉え、実効性のある計画的ないじめの早期発見に努めるとともに、全校の児童生徒に対し定期的にアンケート方式による「いじめ実

態把握調査」を行う。市教育委員会は、各学校で年間計画に沿って実施する未然防止・早期発見の取組が成果を上げているかどうかを点検する。」と修正いたしました。

次に、番号2についてです。2頁の【具体的ないじめの態様例】があり、8項目挙げられていますが、保護者からのたくさんの訴え、相談があり、『いやなことを言われるのは、いじめですよね』という感じの訴えがほとんどを占めている。また、何人かの友だちから、口を利いてもらえないなど、いじめに直接つながるケースとは違う例が多い。いじめを許すことは一切ないが、相互に悪口を言い合ったり、互いに相手の嫌なことをしたりするなど、遊びの延長が下学年に多く、その一場面を保護者が目撃し、訴えてくる。丁寧に保護者の話を聞き調べると、友だち同士のため起きるトラブルがほとんどである。結局は、保護者が訴えを取り下げ、今も仲良く遊んでいるケース多い。誤解を生まない配慮事項が必要である。

上記の文章をP6の②いじめの早期発見と(ア)の行の間に、※として、入れてはどうか。というご意見ですが、9頁以降にある「学校におけるいじめの防止等に関する取組」により、いじめを含む児童生徒間の問題解決を図ることができる。また、保護者の訴えに真摯に対応することが、より学校と家庭との連携が図れることから、2頁に入れる必要はないと考え、修正なしとしました。

次に、番号3についてです。7頁③「いじめへの対処」の(イ)市基本方針を踏まえ、市教育委員会が学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、状況に応じて学校生活支援員等の派遣を行うなど、いじめの問題解決のための適切な対応にあたる。の部分です。

どんな些細ないじめに対しても指導主事等の派遣をするように、読み取れるため、深刻な(重大な)いじめが発生した場合にはでは、どうか。という意見です。

深刻な(重大な)いじめが発生した場合以外にも、状況に応じて指導主事が学校を訪問する場合もあるので、いじめが発生した場合には、状況に応じて指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、学校生活支援員等の派遣を行うなど、いじめの問題解決のための適切な対応に当たる。と修正しました。

次に番号4についてです。8頁(2)学校対策委員会(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)の設置の部分です。

学校対策委員会の構成メンバーに、学校評議員を加えてほしい。民生児童委員を加えてほしい。というご意見ですが、6行目に、～学校関係者等も加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。との文言で対応できるので修正なし。としました。

次に番号6についてです。10頁上の<具体的取組の例>の3行目にある道徳教育、学習指導、体験活動など、学校教育活動全般を通して～の「学級指導」を、「特別活動」にしてほしい。

理由として、学級指導と学級会活動を含む広義の「特別活動」としてはどうか。委員会活動やクラブ活動等も含めて幅広くしたらどうか。という意見です。

特別活動には、学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動、学校行事等を含むことから、「道徳教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して～とする。」と修正しました。

次に、43頁の番号7についてです。原案の10頁の先程の<具体的取組の例>ですが、この部分だけ、()があり違和感があるという意見から、()をとった取組例に修正しました。

次に、番号8についてです。原案11頁の上か9行目の「教育相談週間を設定する」というところでは、

「教育相談は、必要なときいつでも対応すべきものなので、週間に違和感をもつがどうか。」という意見です。「日々の教育相談の他に、定期的な教育相談期間等を設定する。」と修正いたしました。

次に、番号12についてです。第2章の「2 学校が実施すべき施策」と「3 重大事態への

対処」の間に、「家庭が、地域が行うべきことの項目を入れたらどうか。」という意見です。原案の「はじめに」や「家庭と地域との連携」等に関連していることから、修正はしない方向で考えております。

次に、番号15についてです。原案の15頁（自殺の背景調査における留意事項）には、児童生徒の自殺が起きた場合の調査の在り方について記載されているが、自殺対策の観点からは、「遺された人への支援」という視点も重要であることから、遺族の支援に係る記載があるとなお良いと考えます。

理由は、国が策定した「自殺総合対策大綱」の中で、「段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる」という考えのもと、自殺を予防するための当面の重点施策に、「遺された人への支援を充実する」ことが掲げられており、学校等での事後対応の促進についても記載されているためです。これを受け、本市が策定した「千葉市自殺対策計画」の中でも、第4章の「具体的な取組み」の中で、遺族への相談支援の実施について、記載しているところです。

修正案は、「自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアを的確に行うことが必要である。」また、「関係機関と連携し、遺族支援に必要な情報提供に努めることが必要である。」「遺族支援のための心理的ケア及び情報提供について盛り込んでもらいたい。」という意見です。

ここでは、重大事態の「自殺の背景調査における留意事項」についてであります。15頁の下から4行目にある、『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について（平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参考とするものとする。」と記載しております。

その中に、「調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要である。精神保健部局など地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む」ことや「遺族への適切な情報提供」など記載されており、また参考資料として、「遺された人々の心理や起こり得る症状について」等があることから、追記は必要がないと考えます。

以上、要望等についての説明です。ご協議よろしく申し上げます。

(保坂委員長) 今の説明は15の項目あるうちの全部についての説明ではなかったようですが、よろしいでしょうか。

(大西主任指導主事) 全部ではなく、主なものについて説明しました。

(保坂委員長) それでは、必要があれば説明をいただいてから議論したいと思います。まず42頁の対応表の1番、基本方針の6頁についてです。この箇所の主語が明確でないので、前半部分に「学校は」、後半部分には「市教育委員会」という主語を入れたて、文を分けたという修正案ですが、いかがでしょうか。

(永嶋委員) 学校とか市教育委員会といった主語がこの部分に入ることが、違和感があると感じました。アンケートの実施というのは市教育委員会が作ったフォーマットを学校現場に配ってやってもらうというものなのではないでしょうか。それとも、学校独自のものなのではないでしょうか。

(大西主任指導主事) 学校独自のものです。

(永嶋委員) これは、学校がやるべきことであって、こういった学校現場での取組を前提として、それをチェックする部分を教育委員会がやるべきことだと思うので、文章のたてつけが趣旨と違っていると思いました。つまり、二番目だけの文章で済むと感じました。

(保坂委員長) 二番目だけというのは？

(永嶋委員) 市教育委員会から始まる文章だけで、前の部分はとるか、移すべきだと思います。例えば、前の部分は学校の取組であって、いじめの早期発見ですから10頁の②の下の方の具体的な取組として、生活記録ノートの活用やアンケート方式による「いじめ実態把握調査の実施」

として入れるとことを考えてみたのですが、それはそれで具体的な取組の中に書いてあるのならば、第一文は不要だと思います。

(保坂委員長) いかがでしょうか。この部分の修正のコメントなのですが、それを受けることは全体のたてつけに影響すると思います。ここだけ直して片付くのか、確かに無理があるという印象ですが、いかがでしょうか。

(大西主任指導主事) 永嶋委員のおっしゃるとおりです。5頁から(2)から市教育委員会の取組策になっておりますので、意向が混在している状態になっているので、後半部分だけでよいと思います。10頁の学校がいじめ対策に取り組むところの具体的な取組の例の中に、最初の「学校は」以下の部分を移動させて、分けるという方向でよいと思います。

(保坂委員長) 第2章の「1 千葉市が実施する施策」と続く中に、(2)市及び市教区委員会が取り組む主な施策の①がいじめの未然防止で②がいじめの早期発見であって、表題から行くと、これは全部市教育委員会の取組なので、主語がない文章だと思います。ただ、この中の一文だけ「学校が行う」ととれる文が紛れ込んでしまっているの、その部分の指摘であると思います。指摘された方の趣旨を汲んでの意見だと思うが、事務局、いかがでしょうか。

(大西主任指導主事) 修正したいと思います。

(保坂委員長) 続いて、項目2に入ります。ここは修正なしでよいのではという提案だったのですが、対応の欄の「2頁に入れる必要はない」の部分は「6頁に入れる必要はない」ではないでしょうか。

(大西主任指導主事) その通りです。

(保坂委員長) それでは「6頁に入れる必要はない」と考えて修正なしという事務局提案です。後で全体を通しての協議を行いますので、次に進みます。

(保坂委員長) 項目3のいじめの対処です。文章上は、「状況に応じて」の部分が前に出てくるという修正になっています。修正の意見は「いじめの場合すべてではなくて、深刻な場合だけ指導主事を派遣するというかどうか」ということに対し、事務局はさらに踏み込んでいます。状況に応じての文言が前にあった方がよいのではと考えての修正だと私は理解しているが、いかがでしょうか。

(保坂委員長) それでは、4つ目に入ります。ここは学校対策委員会の構成メンバーに、学校評議員や民生委員を加えてほしいという意見なのですが、学校関係者等も加えるという文言があるので、ご指摘はすでにこの文案にあるのでこれでよいという事務局案ですが、いかがでしょうか。

民生委員はすべての学校で、学校評議員に入っているというわけではないのですね。

(大西主任指導主事) 学校評議員に入れているかどうかは、学校の判断です。

(保坂委員長) それでは、よろしいでしょうか。次に、項目の6、10頁になります。これは、具体的な文言の訂正で、「学級指導」を「特別活動」に直していただきたいということで、よろしいですね。特別活動の方が学級活動の上位概念であるので、当然のご指摘だと思いますので、このとおりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

次は、項目の7に入ります。これは長いのですが、表記上の問題で、単にかっこをはずすだけだと思うのですが、いかがでしょうか。

(永嶋委員) テーマを設定してというところが各案では抜けていると思います。中ほどに、テーマ設定という概念があって、対応の中にはテーマ設定という概念が多分含まれてなくて、若干そこ

だけずれがあるのかなと思ったのですが、それはほかの概念に含まれているのか私にはわからなかったので知りたいと思いました。

(保坂委員長) かっこをとっただけだったはずですよ。

(永嶋委員) けっこう、ちりばめているのですよね。

(大西主任指導主事) ただ単純にはとってなくて、この場合、テーマを設定といっても実際にどうなのかという現実がありまして、あえてここには入れませんでした。

(保坂委員長) かっこをはずすだけでなく、それにもなって文言も修正したということですか。

(大西主任指導主事) はい。織り交ぜました。

(保坂委員長) 今の部分は、かっこを外したということでしょうか。

(永嶋委員) ここはテーマ設定が具体的でないならば、外されてよいのかなと思います。

(保坂委員長) ここだけですか。他にも文言の修正があればお願いします。

(永嶋委員) 計画的・継続的な取組が外れているのですが、一番上に計画的な取組とあるので、そこに収れんしたのかなと思います。年間指導計画という言葉も年間計画になっているが、これも概念が違うかなと思ったのは、修正案は児童会や生徒会の年間指導計画であり、原案は先生が作る指導計画と思ったので、そこは改めて修正する必要があると思いました。細かく見ると違います。

(保坂委員長) かっこを外しただけではないので、文言の修正も対応の中に入れてもらった方が、このあとの会議に必要になってくると思います。文言の修正は意味ある修正だと思います。かっこの修正にもなって、文言の修正についても見直したということでしょうか。その対応は後回しにしてよろしいですか。

次に項目 8 に進みます。教育相談週間を設定するというのを、文言上、日々の教育相談の他にということ、教育相談期間等を設定するというように、文言の修正になっています。委員の方々には教育相談週間や教育相談期間ということばに馴染みがないとすれば説明が必要です。簡単に説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 各学校では期間は異なるが、相談期間を設定して放課後等を使って児童生徒の教育相談を実施しています。相談期間を設定するのは当然のことであるが、日々の相談のことについても追加した方がよいということです。

(保坂委員長) 教育相談週間や教育相談期間という言葉が学校現場に定着したのは、90年代のどこかの学校のいじめ事件の後に、担任がある期間を設けて生徒一人一人と時間をとって聞くというところから定着していったと理解しています。それを踏まえると、確かにそこだけではないというご指摘はごもっともであると思います。それでよろしいですか。教育相談週間、教育相談期間という言葉は結構聞かれています。特に、決まった言い方はなかったようですが。

(磯野学校教育部長) 担任に期間を与えて実施する場合と、学校で「この週間にやりましょう」という場合とで分けて使っています。

(保坂委員長) ご指摘の趣旨を生かした修正だと思うので、これでよいかと思います。

次に、項目の9に入ります。説明がわかりにくかったようですが、これは基本的には追加することでしょうか。

(大西主任指導主事) 別冊の12頁の(イ)地域との連携の中で、先生方が地域関係者と接する中で、いじめに関する学校では見えない部分の情報の収集に努めるということもあつた方がよいと

ということで、取組例として追加したものです。

(保坂委員長) 取組の具体例が2つだったものに、これを入れて3つにするという修正案でよろしいですか。修正案の58頁を見るとそのように追加になっております。ご指摘通り追加ということですが、いかがでしょうか。

それでは、次に項目15に入ります。15は長い修正案ではあるのですが、追記の必要がないという考え方です。特殊なのは、ここの部分は市長部局から出された意見だということですが、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 入れてあげると、確かに優しいかもしれないですね。

(永嶋委員) ここの意見は、他部局からのものと、さきほどありました。

(保坂委員長) ほとんどは学校からのご意見なのですが、ここについては学校関係者ではないということですか。

(大西主任指導主事) 市長部局各課と学校すべてに意見を求めました。

(永嶋委員) 私の質問は、遺族支援のための心理的ケア及び情報提供は実際にはだれがするのかというものです。この組織がするのでしょうか、それとも千葉市の組織の中に別にする部署があるのでしょうか。

(保坂委員長) 質問の意味で言うと、自殺事件が起きた時に遺族支援はしましうねということは合意されていて、ただ、誰がやるのかまではある条項に明記されているわけではないと思います。市長部局云々というのはそこに関心があるというか、そういうことが起きた場合に出動しやすい部局ということで紹介したのですが、そこが担当するという意味ではないと理解しています。そういう答えでよろしいでしょうか。

(大西主任指導主事) ここでは調査ということで、文科省から出されている「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版の中には、調査とは別主体ということで記載されていて、福祉部局など地域の適切な機関につなぎという言葉があります。

(永嶋委員) 情報提供というのはつなぎ、まさにつなぐということ調査機関がやる必要があるのだと思います。そういう意味では盛り込んでもよいのでしょうか。盛り込みすぎはよくないと思っていましたもので確認させていただきました。

(保坂委員長) 適切な部局から適切な意見が出たという理解でいいかと思います。しかし、実際に文言に盛り込むかどうかは、判断になるとと思いますが、いかがでしょうか。

いじめ対策の中なので、いじめ自殺は心配されていることではあるのですが、それに特化した記載が強調されるのもいかなものかという感じも一方では思っているのですが、あってもよいけど、なくてもいいのかと感じています。事務局案を指示したいと思いますが、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 事務局案でよいと思います。

(保坂委員長) それでは、この後は、事務局から説明のなかった項目10、11、14の項目について協議していきます。それでは、項目10について、事務局から説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 項目10は、関係機関との連携の部分です。資料の58頁になります。原案では「学校を含めて」という出だしがおかしいので、「学校が」という文言に修正したものです。

(保坂委員長) これは確かに「学校が」の方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

(永嶋委員) 「学校が」の主語がない方がよいと思います。その理由は、家庭と地域との連携の項目で、

「(ア) 家庭との連携」の時には、「社会全体で」とかの言葉があって、テーマがあって具体的なことを述べるというような体裁になっていて、前提事実としての記載となっているように思います。学校が日常生活というとな変な感じがするので、主語がない方が良いと思います。学校がなんでもかんでもという感じもあって、何か苦しいと思います。

(保坂委員長) もともとは(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組で始まる場所なので、ここだけ「学校が」で始まるのもおかしいと感ずるのですが、学校がない方がよいということで、いかがでしょうか

(大西主任指導主事) 「家庭と地域の連携」の部分の出だしもそうだったように、「子供の」からの出だしになるように修正したいと思います。

(保坂委員長) よろしいでしょうか。続いて、項目11に入ります。

(大西主任指導主事) 資料の58頁になります。下から4行目、重大事態ということで落ち着いたということです。

(保坂委員長) これは以前、文言を議論したときに、「重大な事態を」とした記憶しているので、私たちの見落とし箇所という印象があるのですが、いかがですか。

(永嶋委員) あえて変えてあるわけではないのですね。「重大事態」は定義づけしてあるはずですが。そこは、その定義と同じでいいのかどうなのか。どういう趣旨なのでしょう。13頁で使われている重大事態というのと同義でよいのでしょうか。

(保坂委員長) 同義のつもりで使っていた気がします。そうでなければ、思い切って全く別な文言にしていたような気がします。

(黒川副委員長) いじめ防止策推進法の条文中で、いじめの事実の有無が確認できた場合は学校設置者に報告するという条文が第23条にあったと思いますので、遅滞なくとか、速やかにとか、そのようなニュアンスの文言があるとよいかもしれません。

(保坂委員長) 重大な事態になる前には、言われてみれば当たり前のこと、入れる必要があるのかどうかという気がしてきました。今、一文をカットということが委員からありましたが、いかがでしょうか。

(大西主任指導主事) それでは、「重大な事態になる前に」の部分のカットして、「いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会に報告し、・・・」のように修正します。

(保坂委員長) 次は項目14についての説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 誰が判断されるのかを明確にしてはという意見でしたので、市教育委員会が判断するという文言を追加しました。

(保坂委員長) 市教育委員会が判断するのは当然だと思いますが、修正案どうりにすることで、よろしいでしょうか。

続いて、項目12についての説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 第2章の2と3の間に、家庭が、地域が行うべきことの項目を入れたらどうかということでしたが、1頁「はじめに」と7頁や11頁の「家庭や地域との連携」に関連する文言が入っていることから、修正はしないということです。

(保坂委員長) 基本的に繰り返しはしないということで進んでおりますので、よろしいでしょうか。それでは、項目13についての説明をお願いします。

(大西主任指導主事) 項目13は重大事態への対処というところです。児童生徒が自殺を企図した

場合についてですが、その後ろに「またはその可能性が顕著な場合」を加えてはどうかということですが、国の基本方針に則った記載をしておりますので、修正なしということですが、

(保坂委員長) 国の基本方針に則った記載なので、ここはいじらないというのはごもっともだと思いますが、いかがでしょうか。

これで、一通り協議は済んだわけですが、項目7については、整理が必要だともおもいますが、いかがでしょうか。

(黒川副委員長) 気になっているところがあるのですが、項目1の「いじめの早期発見」について、よろしいでしょうか。

(保坂委員長) お願いします。

(黒川副委員長) いじめの早期発見のところ、市が実施する施策の中で「学校は」の主語と「市教育委員会」の主語を入れる、入れないという議論があって、最初の「学校は」の一文を削除することがよいということで、修正案を今度提示していただくということになったと思いますが、市教育委員会の方が学校の取組として未然防止の取組の成果を点検するということが文言としてあがっていますので、それを踏まえて修正していただけたらと思うのですが、このままの文章を出してしまうと、学校が行う未然防止の取組が様々ある中で、すべての取組について市教委が成果を確認すると読み取れてしまいます。そうすると、かなり煩雑になってしまいますので、アンケートの結果の「調査」という1点に集中して点検するというように修正しておいた方がよいと思います。

(保坂委員長) ここは原案を大きく変えてしまったので、最終的な修正の姿を我々もつかめていない状況にあります。それを踏まえてのご意見ということを事務局でご理解いただきたいとします。ここを直すだけでよいのか。学校の取組にも入れておいた方がよいのかという意見もあったようですが。

(黒川副委員長) 学校の取組には当然入っています。

(保坂委員長) 学校の取組のうち、何を教育委員会としてチェックするかが前にあった方がよいということですね。

(黒川副委員長) 誰が読んでも誤解のないようにしておかないと、委員会が困ることになると思います。

(保坂委員長) 文言を含めて事務局に投げ返すことになってしまうのですが、よろしいでしょうか。

項目1と項目7については、後でご確認いただくということで、要望については区切りをつけたいと思います。次に、表記等についての説明をお願いします。

(大西主任指導主事) レジュメ41頁の「1 表記等について」をお開きください。No. 1～32の意見がありました。それに対して事務局修正案を右側に載せました。主な意見を説明します。

No. 1「※児童等とは、学校に在籍する～」文言についてです。原案の3頁の枠内に記載されているわけですが、「2頁の枠内のいじめの定義に記載されているため、いらぬのではないか。」という意見から、事務局修正案として削除しました。

次に、No. 9「障害児・傷患者」についてです。原案の6頁(コ)2行目です。傷患者の傷害は誤字です。その前の「障害児」という文言について、学校ではほとんど使わない、違和感、抵抗を感じるという意見から、「障害のある人」に修正いたしました。

次に、No. 13「いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもへの指導・支援、周囲の子どもへの指導・支援等～」についてです。原案では、7頁③いじめへの対処(ア)の4行目からで

す。他の頁では、「児童生徒」という文言を使っているため、児童生徒に修正いたしました。

その他、国のいじめ防止基本方針、すでに策定されている学校いじめ防止基本方針、また、他県・他市によって、多少表記が違いますが、参考しながら修正いたしました。

以上、「1表記等について」の意見と修正案についてです。

(保坂委員長) 事務局から「1 表記等について」の説明がありました。質問、意見があればお願いします。

(保坂委員長)

No. 1やNo. 9は内容に関わると感じられます。最終的にはこれでよいと思いますが、No. 17は実施、検証、改善を行うが修正にあたるということですか。

(大西主任指導主事) はい。学校いじめ基本方針のこちらから提示している対応モデルでは、そのように修正と入っております。

(保坂委員長) よく、PDCAサイクルという言葉を使っていたようですが。

(大西主任指導主事) 調べてみると、改善を行うになっているところと、修正になっているところがあります。

(保坂委員長) ここの意味は年間計画や取組実施を検証してよりよいものにしましょうという意味があったので、改善の方が良いかなと思ったのですが、どこかが修正になっているのでしょうか。

(大西主任指導主事) 点検を踏まえて、改善に取り組む。そして、修正を行うということです。

(保坂委員長) どちらでも良いのかもしれませんが、それでは、項目1と項目7についての修正に対して再修正の意見が出されておりますので、今後の作業手順について確認した方がよいと思いますが、事務局お願いします。

(福本指導課教育支援担当課長) ご指摘、ご審議いただいた所については、この後、修正していきたいと思います。項目1と項目7については、事務局で文言修正をしたものを、委員の皆様へ郵送で送らせていただきます。その中で、ご意見をいただき、最終的に保坂委員長様のところにお持ちして、もう一度確認していただくという方向で考えております。次回は10月となってしまう、3ヶ月経ってしまうこととなりますので、内容の確認についてはそのようなタイムスケジュールで進めさせていただきたいと思います。

(保坂委員長) 委員が確認できるように、郵送ないしメールで送付していただき、委員が何らかの形で事務局へフィードバックして、それを取りまとめたものを保坂委員長として確認します。そして、再度、最終案を委員の皆様へ送付するというところでよろしいでしょうか。今後の、タイムスケジュールについてお願いします。

(福本指導課教育支援担当課長) この原案につきまして、今のところ8月の教育委員会会議にかけていきたいと思います。それを受けまして、市長部局の人事課コンプライアンス推進室と協議しておりますので、地方自治体の定めるいじめ防止基本方針ですので、千葉市として確定していくということで、市長部局と調整していき、9月末あるいは10月頃には最終決定、公表としたいと思います。

(保坂委員長) タイムスケジュール的には8月の教育委員会会議にかけるといことと、この主体は教育委員会ではないということよろしいですか。

(福本指導課教育支援担当課長) 千葉市教育委員会単独のものはないということです。

(保坂委員長) 千葉市として出すということが、確認できました。私たちに課せられた宿題は、7月中くらいが目安ということをお願いします。

(福本指導課教育支援担当課長) 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

次回は、平成27年10月14日(水)午前10時開会です。場所は、本日と同じ、千葉ポートサイドタワー12階第1会議室で行う予定です。

委員会開催日が近づきましたら、委員の皆様にはご案内を送付いたします。

以上をもちまして、第1回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。